

藤沢市社会教育委員の委嘱について
次の者を藤沢市社会教育委員に委嘱する。

2009年（平成21年）6月5日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿 己

1 氏名等

| 氏 名 | 生年月日 | 住 所 | 選出区分 | 新任再任 の別 |
|----------------------|------|-----|-------------|------------|
| おかもと たかひろ 岡 本 孝 博 | | | 学校教育 関係者 | 新 任 |
| さかもと きてん 坂 本 紀 典 | | | 学校教育 関係者 | 新 任 |

2 任期

2009年6月6日から2010年6月30日まで

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市社会教育委員のうち、学校教育関係者2名に変更が生じたため、社会教育法第15条第2項及び藤沢市社会教育委員に関する条例第3条の規定に基づき、その残任期間にかかる委員を委嘱する必要がある。

参 考

社会教育法抜粋

(社会教育委員の構成)

第15条

- 2 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

藤沢市社会教育委員に関する条例抜粋

(任期)

- 第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 特別の理由があるときは、任期中でも解嘱することができる。
- 3 委員に欠員を生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。